

暴風警報が発令された場合の措置について

滋賀県立八日市高等学校 教務課

台風などにもなう暴風警報が発令された場合の登校については、以下のとおりとします。

滋賀県内のいずれかの地域に対して…

① 午前7時に **暴風警報** が発令されている場合

→ **自宅待機**をして、**警報が解除**されたら**登校**してください。

② 午前10時の時点でまだ **暴風警報** が発令中の場合

→ 学校は**臨時休校**（自宅学習）とします。

以上の措置は、**暴風を含む警報（暴風警報、暴風雪警報）の場合**だけです。

その他の警報または注意報の時は、平常どおり登校してください。